

# 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改訂

西武台千葉中学校・高等学校

# 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では千葉県いじめ防止基本方針、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策

推進条例の基本理念\*1を踏まえ、生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、法第12条及び条例第11条第1項\*2の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処）のため全教職員、確固たる信念で臨むものとする。

## \*1

法においては「いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすること」、また条例においては「児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えること」等が基本理念として示されている。

## \*2

条例第11条第1項において、県基本方針は「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）を参酌して定めることとしている。法附則第2条第1項に「法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの」と記載されていることに基づき、平成29年3月14日に国基本方針が改定されたことから、その改定内容を踏まえるとともに、条例施行及び県基本方針策定後の県内のいじめの実情に合うよう、平成29年11月15日、県基本方針を改定した。

## 第1.いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

「いじめは、全ての生徒に関係する問題である」という認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく充実した学校生活を送ることができるように本方針を策定する。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えていじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者との情報共有と連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒に共感し行うことが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせ得る。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 4.いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめ未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ちいじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を複数で確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、県学事課等の関係機関との情報共有と連携が必要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 学校における防止等に関する取り組み

いじめの「未然防止」「早期発見・早期解決」「再発防止」に向けた基本方針

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であるという重大認識を持ち、「いじめのない学校」の実現に努める。また、危機管理意識をもって、常に情報収集（早期発見）・共有化に努める。
- (2) いじめが発生した場合には、いじめられた生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添って「絶対に守り通す」ことを基本に、早期発見・早期対応・早期解決、再発防止に向けた指導支援を組織的に行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、いじめた生徒に対しては、「いじめ行為は絶対に許されない」という毅然とした指導対応をするとともに、周囲の生徒に対しても、適切な指導を行い、二度といじめを起こさないよう立ち直りに向けた指導を徹底していく。また、解決状況について、観察・指導を継続的に行っていく。
- (4) 保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ発生時には早期発見・早期解決ができるよう連携協力を得ながら指導していく。必要により地域や関係機関との連携により指導にあたる。

## 2 校内体制「いじめ（防止）対策委員会」の設置と開催

### (1) いじめ（防止）対策委員会

校長の命により

委員長：生徒指導部長

委員：生徒指導副部長・学年主任・養護教諭・関係教員

スクールカウンセラー（適時）

### (2) 委員会の役割

- ① 情報交換による日常生活の把握し、早期発見に資すること
- ② 発生した事案に対し、組織的に対応すること

### (3) 開催時期・定例開催・・・学期に1回開催し検証（7月・12月・3月）

・随時開催・・・事案発生時は、速やかに開催

## 3 いじめ防止に関する具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

- ① 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- ② 授業、行事、生徒会活動、部活動において生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努める。
- ③ 全校集会（年3回）生徒指導部主任、学年集会（随時）にて学年主任の講話を通じて生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく重要性を啓蒙する。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならぬよう継続的に指導する。
- ⑤ 他者との関わりやコミュニケーション能力を養う体験活動、生命や人権を大切にするボランティア活動の体系的・計画的な実施を充実させる。
- ⑥ 「いじめをさせない、見逃さない、許さない」という正義と常識を持った教職員としての組織的な危機管理意識の育成を図る。
- ⑦ 常に開かれた学校づくりに努め、保護者・地域・関係機関からも情報や意見を求めながら健全育成に関わる連携を強化する。

### (2) 早期発見の取組

- ① 全生徒対象にいじめアンケート（高校）こころのレポート（中学）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。（2月）
- ② 個人面談や三者面談を実施し、生徒及び保護者との信頼関係を築き、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 職員会議（月1回）・学年会議（週1回）において、職員が日頃より学校生活における生徒の人間関係の把握に努める。

- ④ スクールカウンセラーの周知やいじめ電話相談等の外部機関の紹介を通して、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 顕著な遅刻や早退を繰り返す生徒、連絡なしで欠席した生徒、また、保健室の利用が多い生徒については必ず家庭連絡をし、必要があれば家庭訪問を行う。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら、直ちに「いじめ（防止）対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている場合
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず迅速に調査する

### (2) 重大事態への緊急対応

- ① 重大事態の報告
  - ・ 重大事態を認知した場合、管理職は直ちに県学事課へ報告する。
- ② 全校体制による緊急対応
  - ・ 「いじめ（防止）対策委員会」が中心となり、以下の事項について役割分担して県学事課と連携して全職員体制で対応する。
  - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
  - ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者の心のケア
  - ・ 関係機関との連携
- ③ 県学事課との連携
  - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを報告
  - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的要請
  - ・ 県学事課や警察などとの連携についての要請